

食中毒の発生について

武蔵村山市内の保育園で提供された給食で発生した食中毒

探知

10月1日（金曜日）午前11時30分、武蔵村山市内保育園の栄養士から多摩立川保健所に「9月29日（水曜日）の給食喫食後、複数名の園児が顔面紅潮等の症状を呈した。」旨の連絡があった。

調査結果

多摩立川保健所は、探知後直ちに食中毒の調査を開始した。

患者は、同園の園児17名で、9月29日（水曜日）午前10時55分から給食を喫食したところ、同日午前11時20分から午前11時35分にかけて、顔面紅潮、発疹等の症状を呈していた。

発症したのは0歳児から2歳児クラスの園児で、共通食は同園で提供された給食のみであり、全員が9月29日（水曜日）昼食に提供されたさんまの梅味噌焼きを喫食していた。

3歳児から5歳児クラスの園児にはさんまの梅味噌焼きの提供を中止し、発症者はいなかった。

同園で提供された給食についてヒスタミンの検査を実施したところ、検食（さんまの梅味噌焼き）から8.8ミリグラム/100グラム、残品（さんまの梅味噌焼き）から120ミリグラム/100グラムを検出した。

決定

多摩立川保健所は、本日、以下の理由により、本件を当該施設が9月29日（水曜日）に調理、提供したさんまの梅味噌焼きを原因とするヒスタミンによる食中毒と断定した。

患者の共通食は同園で提供された給食のみで、全員がさんまの梅味噌焼きを喫食していた。同園で提供された給食についてヒスタミンの検査を実施したところ、検食（さんまの梅味噌焼き）から8.8ミリグラム/100グラム、残品（さんまの梅味噌焼き）から120ミリグラム

／100 グラムを検出した。

患者の症状及び潜伏期間が同物質によるものと一致していた。

患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

措置

当該給食施設は、10月2日（土曜日）から給食の提供を自粛しており、都は本日から4日間の営業等停止（給食の供給停止）の処分を行った。

発症関係 (10月5日午前10時00分現在)	発症日時	9月29日（水曜日）午前11時20分から同日午前11時35分まで
	症状	顔面紅潮、発疹
	発症場所	保育園
	患者数	総数 17名 (内訳) 男：8名（年齢1～3歳） 女：9名（年齢1～3歳）
	入院患者数	0名
	診療医療機関数・ 受診者数	1か所1名（女1名）
原因食品	当該施設が9月29日（水曜日）に調理、提供したさんまの梅味噌焼き	
病因物質	ヒスタミン	
原因施設	削除しました	

備考

主なメニュー	9月29日（水曜日）の昼食 しょうが御飯、さんまの梅味噌焼き、なめこのおろし和え、椎茸と白菜の吸い物、フルーツ
--------	--

<p>検査関係 (10月5日午前10時00分現在)</p>	<p>検査実施機関 東京都健康安全研究センター 検査 2 検体中 1 検体 (さんまの梅味噌焼き) からヒスタミンを 8.8 ミリグラム/100 グラム検出 1 検体 (未加熱さんま) ヒスタミンを検出しない 残品 1 検体 (さんまの梅味噌焼き) からヒスタミンを 120 ミリグラム/100 グラム検出 参考食品 1 検体 (調味料の味噌) ヒスタミンを検出しない 拭き取り検体 細菌 5 検体陰性</p>
-----------------------------------	---